

電氣供給実施要綱
[特定送配電事業供給地点内小売供給]
業務用季節別電力

2024年5月1日 実 施

KATSU-DEN
葛尾創生電力株式会社
KATSURAO ELECTRIC POWER

電気供給実施要綱

目 次

I	本則	1
1	適用条件	1
2	契約期間	1
3	供給電気方式, 供給電圧および周波数	1
4	契約負荷設備および契約受電設備	1
5	契約電力	1
6	料 金	2
7	そ の 他	3
II	実施細目	4
附	則	4

I 本則

1 適用条件

この電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、当社が、電気事業法第2条第1項第12号に定める特定送配電事業により、電気事業法第2条第1項第2号に定める小売電気事業において電気の小売供給をするときのうち、高圧で電気の供給を受ける需要で、当社との協議が整った場合に、電気標準約款（以下「標準約款」といいます）とあわせて適用いたします。

なお、お客さまに特別の事情がある場合、または当社の供給設備の都合でやむをえない場合で、当社との協議が整ったときは、契約電力が2,000キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。また、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当社との協議が整ったときは、契約電力50キロワット未満のものであるものについても対象とすることがあります。

2 契約期間

契約期間は、標準約款7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。

ただし、契約期間満了に先だって、原則として他の実施要綱に規定する需給契約に変更することはできません。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

4 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

5 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(1) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12か月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金

適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (2) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- (3) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イ(ロ)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

また、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費等調整）によって算定された燃

料費調整額をそれぞれ差し引いたものまたは加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約電力1キロワットにつき	1,978円88銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定することとし、下記の料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季	その他季
1キロワット時につき	31円67銭	30円47銭

(3) 力率割引および割増し

- イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、標準約款別表5（平均力率の算定）によって算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。
- ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

7 その他

- (1) この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

Ⅱ 実施細目

附 則

実施期日

この実施要綱は、2024年5月1日から実施いたします。